

232 + 2/2

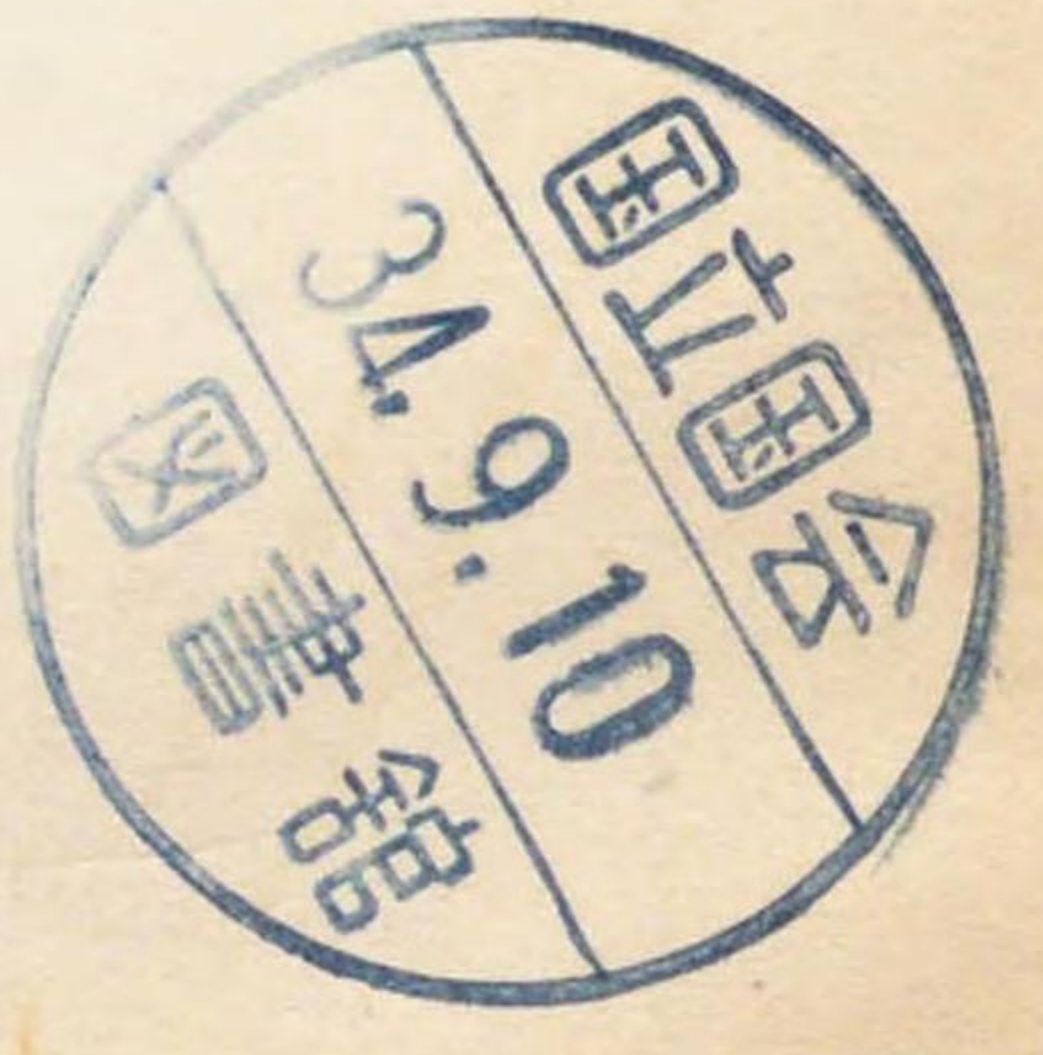
BZ-73-2  
\*1200901465246\*

31

昭和三十四年四月

# 大阪府議会諸規程集

大阪府会事務局



Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak





大府議会議事規則

大府議会議事規則

大府議会議事規則目次

条 例

- 1、大府議会議事規則の回数に關する条例
- 2、大府議會議員會條例
- 3、大府議會議員の各選挙区において選挙する議員の数のつゝの条例
- 4、大府議會議員の報酬及費用弁償に關する条例
- 5、大府議會議員選挙公報発行に關する条例
- 6、地方自治法第九十六條第二項に基き議会の議決すべき事項に關する条例
- 7、議会の議決又は住民の一般投票に附すべき財産營造物又は議会の議決に附すべき契約につ  
いての条例
- 8、財産の取得、管理及び処分についての条例
- 9、大府議會議事事務局職員定數條例

規 則・規 程 等

- 10、府議會議事規則の月
- 11、大府議會議事規則
- 12、大府議會傍聴規則
- 13、大府議會議事規則等の公布に關する規程
- 14、大府議會運営委員會規程



15	大政府会地方制度調査委員会規定	62
16	大政府会淀川、大和川治水対策委員会規定	64
17	大政府会貿易促進委員会規定	66
18	大政府議会災害対策特別委員会規定	68
19	大政府議会原子力平和利用促進委員会規定	70
20	大政府会府政研究会規定	72
21	大政府会図書室運営委員会規定	73
22	大政府議学会館運営委員会規定	74
23	大政府会史編纂委員会規定	76
24	大政府会議員之章規定	77
25	元大政府会議員待遇規定	78
26	大政府会事務局規定	79
27	大政府会事務局職員之章規定	85
28	大政府会図書室規則	86
29	大政府会図書室管理規定	87
30	大政府会慶弔内規	90
31	府会議員等の平慰標準	92
32	大政府会事務局職員に対する慶弔内規	94
33	大政府会議員等互助会設置規定	96
34	大政府会事務局職員即賞内規	101

条

例



大政府議会議定例会の回数に關する條例

(昭和三十一年九月一日)  
大政府條例第二十号

大政府議会議定例会は、年四回とする。

附則

- 1 この條例は、公布の日から施行する。
- 2 この條例施行の日以後昭和三十一年中における大政府議会議定例会は、二回とする。

大政府議會議員會條例

(常任委員會の設置)

第一条 大政府議會議員會に常任委員會を置く。

(常任委員會の名稱及所管)

第二条 常任委員會の名稱及所管は、次の通りとする。

一 総務常任委員會

(一) 知事室に關する事項

(1)

最終改正

(昭和三十一年十月二日)  
大政府條例第四十五号  
昭和三十三年三月二七号



(2)

- (一) 総務部に関する事項
- (二) 出納室（決算に関する事項を除く。）に関する事項
- 二 民生衛生常任委員会
  - (一) 民生部に関する事項
  - (二) 衛生部に関する事項
- 三 商工労働常任委員会
  - (一) 商工部に関する事項
  - (二) 労働部に関する事項
- 四 農林常任委員会
  - (一) 農林部に関する事項
- 五 土木水道常任委員会
  - (一) 土木部に関する事項
  - (二) 水道部（決算に関する事項を除く。）に関する事項
- 六 建築常任委員会
  - (一) 建築部に関する事項
- 七 文教常任委員会
  - (一) 教育委員会に関する事項
  - 八 警察常任委員会
    - (一) 公安委員会に関する事項
- （常任委員会委員の定数）

第三条 常任委員会委員の定数は、各委員会とも十五名以内とし、議会の議決で定める。

（常任委員会の任期）

第四条 常任委員の任期は一年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員会の設置）

第五条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決でおく。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

（委員の選任）

第六条 常任委員及び特別委員（以下「委員」という。）は議長が会議にはかつて指名する。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することが出来る。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第四条第二項（常任委員の任期）の例による。（委員長及び副委員長）

第七条 常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長一人を置く。

2 委員長及び副委員長は議会において、各その委員の中から選出する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（委員長の議事整理、秩序保持権）

第八条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

（委員長の職務代行）

(3)

第九条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。



(4)

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長、職務を行う。  
(委員長、副委員長の辞任)  
第十條 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。  
(特別委員の辞任)

第十一條 特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。  
(招集)

第十二條 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。  
(定足数)

第十三條 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければならない。ただし、第十五條(委員長の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。  
(表決)

第十四條 委員会の議事は、出席委員の過半数を決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。  
2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第十五條 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に關する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事件については、

その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第十六條 議員は、委員会の会議を傍聴することができ、その他の傍聴人については、委員長が会議にはかつて決める。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができ、

(秘密会)

第十七條 委員会は、その議決を秘密会とすることができ、

(出席説明の要求)

第十八條 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会の委員長、地方労働委員会の委員及び監査委員その他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並にその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経るなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第十九條 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。  
2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に關する措置)

(5)

第二十條 委員会において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。



(6)

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第二十一条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならぬ。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞くこととする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第二十二條 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならぬ。

(公述人の決定)

第二十三條 公聴会において意見を聞くこととする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。 )は、前條の規定により、あらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第二十四條 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならぬ。

2 前項の発言は、その意見を聞くこととする案件の範囲をこえてはならない。

3 公述人の発言がその範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第二十五條 委員は、公述人に対し質疑をすることが出来る。

2 公述人は、委員に対し質疑をすることが出来ない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十六條 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することが出来ない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(記録)

第二十七條 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならぬ。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第二十八條 この條例に定めるもののほか、委員会に關しては、會議規則の定めるところによる。

附則

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 大政府会委員会條例(昭和二十三年大政府條例第四十四号)は、廃止する。

3 この條例施行の際、現に設置されている委員会は、この條例により設置され、その委員長、副委員長及び委員は、この條例により選出されたものとし、任期については、昭和三十二年五月三十一日までとする。

(7)



(8)

附則 (昭和三十三年条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年六月十一日から適用する。

附則 (昭和三十三年条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年九月二十九日から適用する。

大政府議會議員の定数及び選挙区並びに各選挙区において選挙すべき議員の  
数に關する条例

(昭和三十三年十二月二十六日)  
大政府条例第五十二号

最終改定 昭和三十四年条例第八号

(議員の定数)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第二項の規定により、大政府議會議員の  
定数を八十六人とする。

(選挙区の設置)

第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第二項から第四項までの規定により、次の各  
号の区域をもって大政府議會議員の一選挙区とする。

- 一 高槻市の区域と三島郡島本町の区域とを合せた区域
- 二 茨木市の区域と三島郡三島町の区域とを合せた区域
- 三 箕面市の区域と豊能郡の区域とを合せた区域
- 四 羽曳野市の区域と南河内郡の区域とを合せた区域

(各選挙区において選挙すべき議員の数)

第三条 公職選挙法第十五条第七項の規定により、大政府議會議員の各選挙区において選挙すべき議員  
の数を次のとおり定める。

(9)

選挙区  
大政府北 区

議員数  
二 人







拍	原	市	一	人
羽	野	市	二	人
泉	北	郡	二	人
泉	南	郡	二	人
北	河	内	一	人
北	河	内	一	人

附則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
  - 2 大政府議會議員の各選挙区において選挙する議員の数についての条例（昭和三十一年大政府条例第二十号）は、この条例施行の日から廃止する。
- 附則（昭和三十四年条例第八号）  
この条例は、公布の日から施行する。

大政府議會議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

（昭和三十一年九月二十四日）  
大政府条例 第二十一号  
最終改正 昭和三十三条例第五三号

（総則）

第一条 府議會議員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、この条例の定めるところによる。

（報酬）

第二条 報酬の額は、次のとおりとする。

議長	長	月額	九万円
副議長	長	月額	七万七千円
議員	員	月額	六万五千円

第三条 報酬は、就職した当月分から任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により職を離れた当月分まで毎月支給する。ただし、就職の場合の当月分の報酬は、日割をもつて計算した額とする。

2 職務の異動に伴い報酬の額に差異を生じた場合は、いずれかその多い方の額を支給する。

3 第一項の規定にかかわらず、報酬は、いかなる場合においても、重複して支給しない。

4 報酬は、毎月下旬に当月分を支給する。

（費用弁償）

第四条 府議會議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため又は公務のため旅行したときは、費



用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）による内閣総理大臣中のその他の者相当額とする。

3 府議會議員が公務のため管内を旅行したときは、前項の規定にかかわらず、その日数に充てず日額千円を限度として費用弁償を支給する。ただし、一月中の旅行日数が十日をこえるときは、特別の事情がある場合を除き、そのこえる日数に対しては支給しない。

4 府議會議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行した場合における費用弁償の支給に ついての路程は、住所地の市町村から起算することとし、日当は、距離の遠近にかかわらず、全額を 支給する。

（期末手当）

第五條 府議會議員で六月十五日及び十二月十五日へこれらの日が日曜に当たるときは、その前日）に在 職する者に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、報酬の月額に同項の期日以前六月以内の期間 における次の表の上欄に掲げるその者の在職期間に充て、同表の中欄及び下欄に掲げる割合を乗じ て得た額とする。

在 職 期 間	六月十五日支給すべき 期末手当の割合	十二月十五日に支給す べき期末手当の割合
六 月 の 場 合	百分の七十五	百分の百九十

三 月 以 上 六 月 未 満 の 場 合	百分の四十五	百分の百十四
三 月 未 満 の 場 合	百分の二十二・五	百分の五十七

（その他）

第六條 府議會議員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、この条例に定 めるもののほか、府史員の例による。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年九月一日から適用する。

2 府議會議員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十五年大政府条例第五十五号）は、廃止する。

附 則 （昭和三十一年条例第四十八号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十一年十二月十五日に支給すべき期末手当から適用する。

附 則 （昭和三十二年条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

附 則 （昭和三十三年条例第五十三号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年十二月十五日に支給すべき期末手当から適用する。



大政府議會議員選挙公報発行に関する条例

(昭和二十九年三月三十一日)  
大政府条例第十号  
最終改正 昭和三十四年条例第十九号

(目的)

第一条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百七十二条の二の規定に基き、大政府議會議員の選挙において候補者の政見等を選挙人に知らせるため選挙公報を発行することに關し、必要事項を定めることを目的とする。

(掲載事項、発行回数等)

第二条 大政府選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、大政府議會議員の選挙(選挙の一部無効に因る再選挙を除く。)において候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、一回発行しななければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに発行しななければならない。

(掲載文の申請)

第三条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、委員会の指定する期日までに、委員会に、文書で申請しななければならない。

2 前項の掲載文の字数は、五百字をこえることができない。

3 委員会は、選挙の期日の告示をしたときは、直ちに第一項の規定による申請の期限を告示しななければならない。

(発行の手続)

第四条 委員会は、前条第一項の規定による申請があつたときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載

しななければならない。但し、掲載文の字数が前条第二項の規定による制限をこえるときは、そのこえる部分は、掲載しないものとする。

2 一の用紙に二人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は委員会がくじを定める。

3 前条第一項の規定による申請をした候補者又は、その代人は、前項に規定するくじに立ち会つことができない。

(配布)

第五条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、当該選挙に用いべき選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対して、選挙の期日の前日までに、配布しななければならない。

(発行を中止する場合)

第六条 候補者の数が選挙すべき議員の定数をこえなるとき若しくは、こえなくなつたとき又は、天災その他避けることのできな事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(委任)

第七条 この条例に規定するものの外、選挙公報の発行の手続に關し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年条例第十九号)  
この条例は、公布の日から施行する。



地方自治法第九十六条第二項に基き議会の議決すべき事項に関する条例

(昭和二十四年七月十五日 大阪府条例第五十六号)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基き、議会の議決すべき事項を次のとおり定める。

- 一、次に掲げる職員の数に關すること。
  - (一) 知事の事務部局の職員中吏員を除くその他の職員
  - (二) 選挙管理委員会の事務部局の職員中書記を除くその他の職員
  - (三) 並査委員の事務部局の職員中書記を除くその他の職員
  - (四) 教育委員会の事務部局の職員中吏員相当職員を除くその他の職員
  - (五) 労働委員会の事務部局の職員
  - (六) 農地委員会の事務部局の職員
  - (七) 農業調整委員会の事務部局の職員
- 二、前号に掲げる職員(労働委員会の事務部局の職員中吏員を除く。)の分限規定に關すること。
- 三、第一号に掲げる事務部局の昭和二十四年行政整理による退職者の退職手当支給に關すること。

附則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

議会の議決又は住民の一般投票に附すべき財産營造物又は議会の議決に附すべき契約

(昭和二十四年四月六日 大阪府条例第二十八号)

最終改正 昭和三三条例第三五号

第一条 本府において議会の議決あるいは、同意を要すべき財産の取得又は処分、營造物の設置又は処分及び不契約の締結並びに住民の一般投票に附すべき財産又は營造物の処分又は使用の許可についてはこの条例の定めるところによる。

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号、以下法という。)第九十六条第一項第七号の規定により、財産の取得又は処分及び不營造物の設置又は処分を、議会の議決を經なければならぬものは次のとおりとする。

- 一 公園
- 二 集団住宅
- 三 病院
- 四 学校
- 五 図書館
- 六 水道事業施設
- 七 港湾事業施設
- 八 競馬場
- 九 競輪場



十一 一件三万三千平方メートル以上の土地へ譲渡の目的をもつて造成する土地であつて当該造成及び譲渡の基本計画につきあらかじめ議会の議決を経たもの（以下「造成地」という。）を除く。）

十一 その他右各号に準ずべきもので、知事が重要と認める財産及び營造物

第三条 財産又は營造物の独占的利益を与えるような処分又は十年をこえる期間にわたる独占的を使用の許可で、法第二十三條第二項の規定により選挙人の投票においてその過半数の同意を得なければならぬものは、次のとおりとする。

水道事業施設

2 前項の処分又は使用の許可については、あらかじめ議会の同意を得なければならぬ。

第四条 財産又は營造物の独占的利益を与えるような処分又は十年をこえる期間にわたる独占的を使用の許可で、法第二十三條第二項の規定により、議会の議決において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬものは、次のとおりとする。

- 一 公園
- 二 集団住宅
- 三 病院
- 四 図書館
- 五 港湾事業施設
- 六 競馬場
- 七 競輪場

第五条 法第九十六條第一項第九号の規定により、契約の締結を議会の議決を経なければならぬものは、次のとおりとする。

- 一 予定価格四千万円以上の不動産「（造成地を除く。）」の売却
- 二 予定価格二千万円以上の動産の売却
- 三 予定価格九千万円以上の工事その他の請負
- 四 予定価格四千万円以上の物件、労力その他の供給「（造成地を除く。）」
- 五 予定貸賃料年額一千万円以上の財産の貸与
- 六 予定価格四千万円以上の財産「（造成地を除く。）」の交換

2 不動産又は動産で、予定賃借料年額六百万円以上の賃借契約の締結又は予定価格二千万円以上の不動産及び予定価格一千万円以上の動産の購入、譲渡若しくは交換又は報償契約その他の契約で、議会の議決を経る必要があると知事が認めるものについてまた前項の例による。

第六条 法第二百四十三條第二項の規定により、議会の議決において出席議員の三分の二以上の同意を得なければならぬ契約で、法第二百四十三條第一項の規定によるものは次のとおりとする。

- 一 予定価格六千万円以上の不動産の売却若しくは譲渡
- 二 予定価格四千万円以上の動産の売却若しくは譲渡
- 三 予定価格一億五千万円以上の工事その他の請負
- 四 予定価格六千万円以上の物件、労力その他の供給
- 五 予定貸賃料年額二千万円以上の財産の貸与
- 六 予定価格六千万円以上の財産の交換

第七条 第五条及び第六条に掲げる契約で、急迫を受け、議会の議決を経る前にこれを締結しようとするときは、知事は、議会の議決を経たときに、当該契約が成立する旨を若し人又は相手方に告げ、その旨を記載した後契約書を取りかわすものとする。



(22)

2 知事は、前項の規定による契約に関する事件については、次の議会に、これを提案しなければならない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十三年条例第三十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

財産の取得、管理及び処分についての条例 (昭和二十三年三月二十六日 大政府条例第九号)

第一章 総則

第一条 この条例において財産と称するは、本府の所有に属する動産、不動産並びに左に掲げる権利をいう。

- 一 地上権、地役権、その他これに準ずる権利
- 二 株式及び出資に因る権利

第二条 不動産並びに前条第一号に掲げる権利の取得、管理及び処分に関しは、法令の規定あるもの並に特別に規定したものの外この条例の定めるところによる。

第三条 動産並びに第一条第二号に掲げる権利の取得、管理及び処分に関しは、この条例に規定するものを除く外、大政府会計規則の規定による。

第四条 財産の取得又は処分をするときはその価格を評定し、一萬一千元以上のものについては、調書を作成しなければならない。

2 財産の取得、管理及び処分に関係のある職員との間に財産を売買又は交換をする必要が生じたときは、当該職員は、前項の価格の評定に参与することができない。

第五条 この条例の施行に必要な事項は、知事がこれを定める。

第二章 取得

第六条 動産の買入は、一般競争入札に付さなければならない。但し、左に掲げる場合は、指名競争入札に付し又は随竟契約によることとする。

- 一 法令により配給統制を受け又は法令の定めるところにより価格統制を受ける物件を購入すること。

(23)



二 物件の品質、規格その他により一般競争入札に付すことのできない事情のあるとき。  
三 前各号の外次府会計規則において指名競争入札又は随意契約によることのできるものと定められたる場合

第七条 買入、交換又は寄附等により取得する財産について他の権利の設定その他特殊の義務を負担するものがある場合は、予め所有者又は当該権利者をしてこれを消滅せしめ、若しくは、これに關し、必要なる措置をせなければならぬ。

第八条 不動産又は船舶に關する権利を取得したるときは、直ちにその登記又は登録をしなければならぬ。

第九条 財産を買入れたときは、その登記又は登録を完了し、若しくは、その物件の收受を完了した後代金の支払をしなければならぬ。但し、知事において特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

第十条 地番のない土地を取得したときは直ちに地番設定の手続をしなければならぬ。又無償により取得した財産については取得當時の時価により価額を定めなければならぬ。

第三章 管理

第十一条 現金は、郵便官署又は確實なる銀行に預入れ若しくは、国債証券その他確實なる有価証券に替えてこれを管理し、有価証券は確實なる銀行に保護預としなければならぬ。但し、必要あるときは、前項の規定にかかわらず嚴重なる方法によりこれを保管することができぬ。

第十二条 基金（基本財産を含む。以下同じ。）資金及び積立金は本府一般庶務において必要のあるときは、これを利用して繰替使用することができぬ。

第十三条 財産の貸付は、別に規定あるものの外次の期間を超えぬことのできない。

一 土地は、三十年

二 建物及び水面は、五年

三 前各号以外の貸付ができる財産は、三年

但し、貸付期間は、これを更新することができぬ。この場合においては更新の時より前項の期間を超えぬことのできない。

第十四条 財産の貸付については、相当の使用料を徴収せねばならぬ。但し、公用、公共用又は公益事業に供する場合若しくは、知事において特に必要があると認められた場合には、これを減免することができる。

第十五条 使用料を免除したる貸付財産が有租物件なるときは、これに対する公租公課は借受人に負担せしめなければならぬ。減額したる使用料が公租公課の額に達しない場合も又同じである。

第十六条 財産の使用料は毎年又は毎月これを前納せしめなければならぬ。但し、本府附属定舎の使用料は、便宜後納とすることができぬ。

2 前項の場合年度の途中において貸付をする場合におけるその年度分の使用料は、貸付の日より月割をもちつて徴収し、契約解除の場合においては、その翌月より月割をもちつて既納使用料を還付することができぬ。但し、第二十条第一項第二号によつたときは、これを還付しない。

第十七条 財産を無断使用又はこれにより利益したもののについては、直ちに、その使用を中止せしめこれにより生じたる損害は、賠償せよとせなければならぬ。但し、特別の事情により知事において止むを得ないものと認められた場合は、貸付を遑認し、その間の使用料を既に遊りて追徴することができぬ。

第十八条 詐偽その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。



2 前項に定めるものを除く外、使用料の徴収に關し、職務の執行をさまたげたるものに対しては、二千円以下の過料を科する。

第十九条 財産の貸付について知事において必要と認めたる時は、相当の担保を提供せしめ若しくは、適当と認められる保証人を立てしめることができる。

第二十条 財産を貸付ける場合は、使用目的、使用期間、使用料の額並に、使用料納付の時期及び方法の外、次に掲げる事項を契約しなければならぬ。

一 貸付期間中であつても、本府においてその財産を直接使用し又は処分する必要が生じたときは、何時でも、契約を解除できる権利を留保すること並に契約解除により生じたる借受人の損害について賠償を求めらるることからなること。

二 借受人その物件を毀損、荒廃し又は本府の承認を得ないを原状を變更し目的以外の用途に供し、若しくは他人に転貸しその他契約の趣旨に反するものと認められる場合は、何時にても、契約を解除し又は損害賠償を要求することができること。

三 維持修繕その他保存費用に關すること。

四 第十八条に規定する過料に關すること。

五 その他必要と認めらるる事項。

但し、特別の事情により、知事において必要と認めたる時は、前項の契約事項を増減し又は契約文書を省略することからなる。

第二十一条 使用料の徴収に關しては、この条例並に特別に規定したものの外、大政府会計規則を準用する。

第二十二条 本府に財産台帳を設け、次の事項を記載しなければならぬ。但し、財産の性質により登

載事項を増減することができる。

一 種類 目

二 所在又は所属

三 数量

四 価 格

五 得喪変更の年月日及び事由

六 その他必要なる事項

第二十三条 毎年十二月一日現在の財産表を調製し、翌年度開始前に議会に提出しなければならない。

第四章 処分

第二十四条 財産は、法律、政令の定めるところにより国策遂行上必要ある場合及び公益上必要ある場合に限られ、これを出資の目的とすることができる。

第二十五条 財産より生ずる収入は、本府一般経済に充当するものとする。但し、基金、資金及び積立金より生ずる収入は、特別会計として当該財産設置の目的たる事業の資金に充当し毎年度収支決算残金は、これを当該基金、資金又は積立金に編入しなければならない。

2 前項但書の決算残金は必要あるときは、これを翌年度に繰越使用することができる。

第二十六条 財産は、公用若しくは、公共用に供するため必要がある場合その他公益を目的とする事業の用に供するため必要がある場合、これを土地建物その他の物件又は権利と交換することができる。但し、価格の差がその高価なもの価格の四分の一をこえるときは、この限りでない。

(27) 2 前項の交換をする場合において、その価格が等しくないときは、金額を補足するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、交換の相手方が補足すべき金額の額を減減し、又は免除



することが出来る。

第二十七條 財産の売却は、一般競争入札に付さなければならぬ。但し、次に掲げる場合においては指名競争入札又は隨意契約によることが出来る。

- 一 公益事業に供するため私人に売却するとき。
- 二 法令により配給統制を受け又は法令の定めるところにより価格統制を受ける物件を売却するとき。
- 三 隣地の所有者又は従来当該財産を借受使用していた者に特売するとき。
- 四 前各号の外、大政府会計規則において指名競争入札又は、隨意契約に依ることが出来るものと定めてある場合。

第二十八條 財産は、次に掲げたる場合に限り前条の規定にかかわらず隨意契約により特に価格を低減して、これを売却することが出来る。

- 一 国又は普通地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するものであるとき。
  - 二 公共団体又は私人において公用又は、公共用財産の用途に替える他の施設をしたためその用途を廃した場合において、その施設をした者又は、その相続人その他の包括承継者に売却するとき。
  - 三 公用又は、公共財産の用途を廃した場合において、これをその寄附者又は、その相続人その他の包括承継者に売却するとき。
  - 四 国有財産法に基き譲与を受けた財産にして特別の事情ある場合これをその譲与者に売却するとき。
- 2 前項各号に該当する場合知事において必要と認めたとときは、これを無償にて譲与することが出来る。但し、前項第二号の場合において財産の見込み価格が、その施設に要した費用の額を超えるときは、その超過額に相当する部分及び第三号の寄附財産であつて寄附を受けた当時特別の条件なく寄附後二十年を経過したものであるときは、この限りではない。

第二十九條 財産の売却代金は、売却財産の引渡前又は、所有権移転登記若しくは登録前これを完納せしめなければならぬ。但し、知事において支障ないものと認めたとときは、売却代金の延納を承認し又は、分割納付せしめることが出来る。この場合において財産引渡の日翌日から代金納入の当日まで一定の利子を附加納入せしめなければならぬ。

2 前項但書の場合における利子は、特別の事情により知事においてやむを得ないと認めたとときは、免除することが出来る。

3 交換差金を徴収する場合において第一項の例により交換差金を支払う場合においては、第九条の例による。

第三十條 一定の用途に供せしめる目的をもちて財産の売却譲与又は交換をなす場合においては、その用途に供すべき始期及び期間を指定しなければならぬ。但し、知事において特別にその必要ないものと認めたとときは、この限りではない。

2 前項の指定期間内に、これをその用途に供せず又は指定期間内に、その用途を廃止したときは、その契約を解除することが出来る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から、これを施行する。
- 2 昭和十九年二月、大政府規則第二号「財産の取得管理及び処分に関する規則」は、これを廃止する。この条例施行の際現に契約中のものは、その契約期間満了に至るまでは、その契約による。



大政府議事會事務局職員定数條例

(昭和三十年六月三十日)  
大政府條例第三十号

(定数)

第一条 大政府議事會事務局に常時勤務する職員を、一般職に属するもの(臨時に雇用される者を除く。)の定数は次の通りとする。

六十五人

(定数の配分)

第二条 前条に掲げる職員定数の事務局内の配分については、議長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大政府會事務局設置条例(昭和二十三年大政府條例第六十二号)は廃止する。

規則・規程等



府議会定例会招集の月

(昭和二十七年十二月二十七日  
大政府告示第六百三十四号)

府議会定例会は、昭和二十八年から毎年、二月、五月、九月及び十二月にこれを招集する。

大政府議会議規則

(昭和三十一年十月二日  
大政府議会議規則第一号)

第一章 総則

(参集)

第一条 議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。  
(欠席の届出)

第二条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け  
出なければならない。

(議席)

第三条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

(33) 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。



3 議長は、必要があると認めるときは、会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第四条 会期は、おおむね次の通りとし、会期の初めに議会の議決で定める。

一 通常予算を審議する定例会は三十日、その他の定例会は七日

二 臨時会は五日

2 会期は、招集日から起算する。

(会期の延長)

第五条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第六条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の閉会)

第七条 議会の閉会は、議長が宣告する。

(会議時間)

第八条 会議時間は、午後一時から午後五時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上又は延長することができる。

2 会議時間の繰上又は延長の動議については、議長は、討論を用いないで、会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、号鈴を報ずる。

(休会)

第九条 日曜日及び休日、休会とする。

議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号、以下「法」という。）第百十四条第一項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は休会の日でも会議を開かなければならぬ。

(会議の閉会)

第十条 閉議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が閉議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第十一条 閉議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあるとき、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めるところができる。

3 会議中、定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第十二条 法第百十三条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員、又は議員の住所に文書又は口頭をもつて行う。

第二章 議案及び動議

(議案の提出)

議案の提出

議案の提出

議案の提出

議案の提出

議案の提出

議案の提出



第十三条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案をとなえ、理由を付け、法第百十二条第二項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならぬ。  
(一事不再議)

第十四条 議案を議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。  
(動議成立に必要な賛成者の数)

第十五条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に二人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第十六条 修正の動議は、その案をとなえ法第百十五條の二の規定によるものについては、所定の賛成者が連署し、その他のものについては、二人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならぬ。

(先決動議の措置)

第十七条 他の事件に先立つて表決に付さなければならぬ動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員五人以上から異議があるときは、討論を用いなければ会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第十八条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議を前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならぬ。

### 第三章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第十九条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第二十条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いず会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができぬ。

(議事日程のない会議の通知)

第二十一条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第二十二条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第二十三条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いず会議にはかつて延会することができぬ。

### 第四章 選挙



(選挙の宣告)

第二十四条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第二十五条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第二十六条 投票による選挙を行うときは、議長は、第二十四条の規定による宣告の後議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第二十七条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第二十八条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第二十九条 議長は、投票が終了たと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第三十条 議長は、開票を宣告した後、二人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から会議にはかつて指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第三十一条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第三十二条 選挙に関する疑義は、議長が会議にはかつて決める。

(選挙関係書類の保存)

第三十三条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とあわせてこれを保存しなければならない。

第五章 議事

(議題の宣告)

第三十四条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第三十五条 議長は、必要があると認めるときは、二件以上の事件を一括して議題とすることができ、ただし、出席議員五人以上から異議があるときは、討論を用いないか会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第三十六条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

(39) 第三十七条 会議に付する事件は第八十九条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託し、又は議会の議決で特別委員会に付託する。



(40)

2 提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決を省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)  
第三十八條 委員会に付託する事件は、第七十五條(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまつて議題とする。

(委員長の報告)

第三十九條 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及結果を報告する。ただし第七十四條の少数意見の留保があつたときは、その旨をあわせて報告する。

2 前項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書を配布し、若しくは朗読したときは、省略することができる。

3 委員長の報告には自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第四十條 委員長の報告が終つた後、又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をせらる。

(委員長報告等に対する質疑)

第四十一條 議員は、委員長の報告に対し、質疑をすることができる。修正案に関しは、事件又は修正案の提出者及説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及表決)

第四十二條 議長は、前條の質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及数字等の整理)

第四十三條 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期間)

第四十四條 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限内に審査又は調査を終ることかできないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

(委員会の中間報告)

第四十五條 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があるときは、中間報告を求めらるることかできる。

(再審査のための付託)

第四十六條 委員会の審査又は調査を終り報告された事件で、なお審査又は調査の必要があるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第四十七條 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第六章 発言

(発言の許可等)

第四十八條 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してなされなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

(発言の通告等)

(41)

第四十九條 議会において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない



ない。ただし、議事進行に關する発言、一身上の弁明その他緊急を要する場合及び発言を通告した者がすべて発言を終つた場合は、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については、反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 第一項ただし書の規定により発言しようとする者は、起立して「議長」と呼ば、自己の氏名を告げ、議長の許可を求めなければならない。

4 発言の順序は、議長が定める。

5 通告した者が欠席したとき、又は発言の順位に當つても発言しないとき、若しくは議場に現在いないときは、通告は、その効力を失う。

(討論の方法)

第五十条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者を、なるべく交互に指名して発言させねばならない。

(議長の発言討論)

第五十一条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後、議長席に復さなければならぬ。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することゝができない。

(発言内容の制限)

第五十二条 発言は、すべし簡明にするものとし、議題外にわたる、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わぬ場合は、発言を禁止することができぬ。

3 議長は、質疑に當つては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第五十三条 質疑は、同一議員につき、同一議題について二回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第五十四条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限につき、出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなければ会議にはかゝつて決める。

(議事進行に關する発言)

第五十五条 議事進行に關する発言は、議題に直接關係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならぬ。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。(発言の継続)

第五十六条 延会、中止又は休憩のため、発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができぬ。

(質疑又は討論の終結)

第五十七条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑が終つて容易に終結しないときは、議員は、質疑終結の動議を提出することができる。

3 賛否各二人以上の発言があつた後、又は甲乙が二人以上発言して乙丙に発言の要求者がないときは、議員は、討論終結の動議を提出することができる。



(44) 4 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないか会議にはかつて決める。  
(選挙及び表決時の発言制限)

第五十八條 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言はこの限りでない。

(一般質問)

第五十九條 議員は、府の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することが出来る。

2 質問者はあらかじめ議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問)

第六十條 質問が緊急を要するとその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することが出来る。

2 前項の質問がその趣旨に及すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第六十一條 質問については、第五十三條(質疑の回数)及び第五十七條(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(発言の取消)

第六十二條 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て、自己の発言を取り消すことが出来る。

第七章 委員会

(議長への通知)

第六十三條 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第六十四條 委員会は、議会の会議中は、開くことが出来ない。

(委員の発言)

第六十五條 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることが出来る。ただし、委員会に於いて別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第六十六條 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対してその出席を求め説明又は意見を聞くことが出来る。

2 委員長は、委員でない議員から発言の申出があつたときは、適宜許可する。

(委員の議案修正)

第六十七條 委員は、修正案を議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第六十八條 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることが出来る。

(連合審査会)

第六十九條 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことが出来る。

(証人出頭又は記録提出の要求)

(45) 第七十條 委員会は、法第百条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提



出を求めようとするときは、議長に申し出なければならぬ。

(所管事務の調査)

第七十一条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならぬ。

(委員の派遣)

第七十二条 委員会が、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等に記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならぬ。

(開会中の継続審査)

第七十三条 委員会が開会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならぬ。

(少数意見の留保)

第七十四条 委員は、委員会において少数を廃棄された意見を、他の出席委員一人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

(委員会報告書)

第七十五条 委員会が事件の審査又は調査を従つたときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならぬ。

第八章 表決

(表決問題の宣告)

第七十六条 議長は、表決をしようとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第七十七条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第七十八条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第七十九条 議長が表決をしようとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定し、可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対し出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票を表決をとらなければならぬ。

(投票による表決)

第八十条 議長が必要があるとき、又は出席議員五人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票を表決をとる。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第八十一条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならぬ。

(無記名投票)

第八十二条 無記名投票を行う場合には問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならぬ。

(選挙規定の準用)



第八十三条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第二十六条（議場の出入口閉鎖）、第二十七条（投票用紙の配布及不投票箱の点検）、第二十八条（投票）、第二十九条（投票の終了）、第三十条（開票及不投票の効力）、第三十一条第一項（選挙結果の報告）、第三十二条（選挙に関する疑義）及び第三十三条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

（表決の訂正）

第八十四条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第八十五条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができず。

2 異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第八十六条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は原案に最も近いものから先に表決をとり、ただし、表決の順序について出席議員五人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いず会議にかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第九章 請願

（請願書の託載事項等）

第八十七条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印をなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。

（請願文書表）

第八十八条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人とも、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

（請願の委員会付託）

第八十九条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会に付託する。ただし、議長において委員会に付託する必要がないと認めるとき及び特別委員会に付託することが適当であると認めるときは、この限りでない。

2 請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、これそれの委員会に付託する。

（紹介議員の委員会出席）

第九十条 委員会が、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができ、紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

第九十一条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。



一 採択すべきもの  
 二 不採択すべきもの  
 2 採択すべきものと決定した請願が、知事その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならぬ。  
 (陳情書の処理)  
 第九十二条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第十章 秘密会

(指定者以外の退場)

第九十三条 秘密会を用く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去せしめなければならない。  
 2 委員会において、秘密会を用くときは、前項の例による。

(秘密の保持)

第九十四条 秘密会の議事の記録は公表しない。  
 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らすことはならない。

第十一章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第九十五条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。  
 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いない不会議にはかつその許否を決める。  
 3 即会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第九十六条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。  
 2 前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第九十七条 法第二百二十七条第一項の規定により、議員の被選挙権の有無について議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。  
 (資格決定の審査)  
 第九十八条 前条の要求については、議会は、第三十七条第二項(議案等の説明、質疑及び委員会付託)の規定にかかわらず委員会付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第九十九条 被選挙権の有無を決定したときは、議長はその結果を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に通知しなければならない。  
 第十二章 規律

(品位の尊重)

第一百条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第一百一条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病欠その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。  
 (議事妨害の禁止)

第一百二条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。



(離席)

第百三条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第百四条 何人も議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第百五条 何人も会議中は参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第百六条 何人も議長の許可がなければ、演壇に登つてはならない。

(議長の秩序保持権)

第百七条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長が必要と認めるときは、討論を用いないを会議にはかつて決める。

第十三章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第百八条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して三日以内に提出しなければならない。ただし、第九十四条第二項(秘密の保持)の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第百九条 懲罰については、議会は、第三十七条第二項(議案等の説明、質疑及び委員会付託)の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができる。

(代理弁明)

第百十條 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会を一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をしてかわつて弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第百十一條 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第百十二條 出席停止は、七日をこえることができない。ただし、数回の懲罰事犯が併発した場合、又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第百十三條 出席を停止された者が、その期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(除名が成立しないときの措置)

第百十四條 除名について法第百三十五条第三項の規定による同意が得られなかつた場合は、議会は、他の懲罰を科することができない。

(懲罰の宣告)

第百十五條 議会の懲罰の議決をしたときは、議長は、公用の議場において宣告する。

第十四章 会議録

(会議録の記載事項)

第百十六條 会議録の記載事項は、次の通りとする。

- 一 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- 二 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時



- 三 出席及び欠席議員の氏名
  - 四 職務のため議場に出席した事務局職員、職氏名
  - 五 説明のため出席した者の職氏名
  - 六 議事日程
  - 七 議長の諸報告
  - 八 議員の異動並びに議席の指定及び変更
  - 九 委員会報告書
  - 十 会議に付した事件
  - 十一 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
  - 十二 選挙の経過
  - 十三 議事の経過
  - 十四 記名投票における賛否の氏名
  - 十五 その他議長又は議会において必要と認めたる事項
- 2 議事は、速記法によつて速記する。
- (会議録の配布)
- 第一百七十七条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。
- (会議録に掲載しない事項)
- 第一百八十条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第六十二条(発言の取消)の規定により取り消した発言は掲載しない。
- (会議録署名者)

第一百九条 会議録に署名する議員は、三人とし、議長が会議において指名する。

第十五章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第二百二十条 この規則の疑義は議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十一年十月十日から施行する。
- 2 従前の大政庁会會議規則は、廃止する。



大政府会傍聴規則

(昭和二十二年七月三十一日議決)

第一条 会議を傍聴しようとする者は関係の係員に住所氏名を申出せその指揮により傍聴席に着かなくてはならない。

第二条 傍聴席満員となつたとき又は傍聴を許さない会議は入場できない。

第三条 凶器を携帯するもの若しくは酩酊してあるもの又は精神異常者と認めるものは入場を許さない。

第四条 傍聴人は如何なる事由があつても議席に入ることができない。

第五条 傍聴人は左の事項を守らなければならない。

- 一、帽子首巻前掛等を用い又は外套の類を着てはならない。
- 一、傘杖の類を携帯してはならない。
- 一、飲食又は喫煙してはならない。
- 一、議員の言論に対しては可否を表してはならない。
- 一、静粛を守り議事を妨害するようを行なはなければならない。
- 一、その他容儀を正しくし苟も会議を輕視するようを行なはならない。

第六条 前条の規定を守らない時はこれを戒告しなむ峻めないとときは退場を命ずる。

第七条 傍聴を禁じたる時又は退場を命ぜられたるときは速かに退場せねばならない。

大政府議会議規則等の公布に關する規程

(昭和三十一年九月十九日)  
大政府議會議程第一号

(この規程の目的)

第一条 この規程は、大政府条例等の公布に關する条例(昭和二十七年大政府条例第四号)第四条の規定に基づき、會議規則及び傍聴人取締規則(以下「規則」という。)その他大政府議會議長の制定する規程等の公布に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(規則の公布の方法)

第二条 規則は、府公報に登載して公布するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情で、府公報に登載することができないときは、府庁前の揭示場又は公衆の見やすい場所に揭示してその登載にかへることとする。

第三条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に議長が署名するものとする。

(規則の施行期日)

第四条 規則は、当該規則をもつて特にその施行期日を定めることができる。

(規程の公布)

第五条 規程を公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び議長名を記入して議長印をおすものとする。

2 第二条及び前条の規定は、前項の規程に準用する。  
(告示等の公布)

第六条 第二条の規定は、告示及び公告に準用する。



附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行前にした規則及び規程の公布又は公表並小に告示及び公告の公表は、この規程の定めるところにより公布又は公表したものとみなす。

大政府会運営委員会規程

(昭和二十三年六月二十九日議決)

- 第一条 大政府会に大政府会運営委員会（以下委員会と稱す）を置く。
- 第二条 委員会は、府会諸般の運営並小に府会各派の連絡調整等を図るを目的とする。
- 第三条 委員会は、府会正副議長、各派幹事、進行係を以つて之を組織し、府会正副議長が委員会の正副委員長となる。
- 2. 府会議事の運営については、大政府会正副常任委員長会議と合同して之を用くこととせらる。
- 第四条 委員の選任は、各派の推薦により議長が之を定める。委員の任期は一年とする。但し、必要に依り伸縮することとせらる。
- 第五条 委員会の運営につき、疑義あるときは、委員会に諮り、委員長が決する。
- 第六条 其の他必要な事項は、委員会に諮り委員長が決する。



大政府会地方制度調査委員会規定

(昭和三十年六月八日公示)

(名称)

第一条 大政府会に地方制度調査会(以下委員会という。)を置く。

(目的)

第二条 委員会は、民主政治の発達と地方自治の伸張を図るため地方制度の調査研究を行い諸般の対策を講じ憲法に保障する地方自治の本旨を確立することを目的とする。

(組織)

第三条 委員会は、府会議員全員をもつて組織し、次の役員を設ける。

会長 府会議長をもつて充てる

副会長 府会副議長をもつて充てる

(小委員会)

第四条 委員会に小委員を設ける。

2 小委員会は、各派より推薦された議員若干名をもつて充てる。

3 小委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は小委員会の互選による。

(書記)

第五条 委員会に書記を置き、府会事務局職員中より会長が委嘱する。

(運営並びに議事)

第六条 委員会及び小委員会の運営並びに議事は、大政府会委員会条例の規定を準用する。

附 則

この規定は、昭和三十年六月三日から施行する。



大政府会淀川・大和川治水対策委員会規定 (昭和三十年六月八日公示)

(名称)

第一条 大政府会に淀川・大和川治水対策委員会(以下委員会という。)を置く。

(目的)

第二条 委員会は淀川及び大和川の根本的治水対策につき調査研究を行うとともに諸般の対策を講じ、もつてこれが治水の万全を期することを目的とする。

(組織)

第三条 委員会は、府会議員全員をもつて組織し、次の役員を設ける。

会長 府会議長をもつて充てる

副会長 府会副議長をもつて充てる

(小委員会)

第四条 委員会に小委員会を設ける。

2 小委員会は、各款より推薦された議員若干名をもつて充てる。

第五条 小委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、小委員会の互選による。

(書記)

第六条 委員会に書記を置き、府会事務局職員中から会長が委嘱する。

(運営並びに議事)

第七条 委員会及び小委員会の運営並びに議事は、大政府会委員会条例の規定を準用する。

附 則

この規定は、昭和三十年六月三日から施行する。



大政府会貿易促進委員会規定

(昭和三十年六月八日公示)

(名称)

第一条 大政府会に貿易促進委員会(以下委員会という。)を置く。

(目的)

第二条 委員会は、産業部大政の特異性に鑑み、東西交易就中アジア貿易の促進を図るため、諸般の調査研究を行い有効適切なる施策を推進するとともに貿易上の障害を除去し、もつて本府産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第三条 委員会は、府会議員全員をまつて組織し、次の役員を設ける。

会長

府会議長をまつて充てる。

副会長

府会副議長をまつて充てる

(小委員会)

第四条 委員会に小委員会を設ける。

2 小委員会は、各派より推薦された議員若干名をまつて充てる。

第五条 小委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、小委員会の互選による。

(書記)

第六条 委員会に書記を置き、府会事務局職員中から会長が委嘱する。

(運営並びに議事)

第七条 委員会及び小委員会の運営並びに議事は、大政府会委員会条例の規定を準用する。

附則

この規定は、昭和三十年六月三日から施行する。



大政府議會災害対策特別委員会規程

(昭和三十一年八月五日)  
大政府議會規程第一号

(名称)

第一条 大政府議會に災害対策特別委員会(以下委員会という。)を置く。

(目的)

第二条 委員会は、諸般の災害に対し応急、恒久的対策の万全を期することを目的とする。

(組織)

第三条 委員会は、議員全員をもつて組織し、次の役員を設ける。

委員長 一名 大政府議會議長をもつて充てる

副委員長 一名 大政府議會議長をもつて充てる

理事 若干名 大政府議會各派幹事長、政務調査会長、各常任委員会委員長、淀川、大和川

治水対策委員会委員長、東大政治水対策委員会委員長、西大政水害対策委員会  
委員長をもつて充てる

(会議)

第四条 委員会の会議は、左のとおりとする。

総会

理事会 理事会は、委員長、副委員長、理事をもつて構成し、委員長が招集する。

理事会は、委員会の目的遂行のため必要なる調査研究を行い、諸般の施策を樹立するとともにこれを実現に努力するものとする

(分科委員会)

第五条 委員会に必要があるときは、分科委員会を設けることができる。

(書記)

第六条 委員会に書記を置き、大政府議會事務局職員中から委員長が委嘱する。

(補則)

第七条 委員会の運営並に議事については、この規程に定めのない事項は、大政府議會委員会条例(昭和三十一年大政府議令第四十五号)及び大政府議會會議規則(昭和三十一年大政府議會規則第一号)の規定を準用する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十一年七月二十二日から適用する。



大政府議會原子力平和利用促進委員會規程

(昭和三十一年八月五日  
大政府議會規程第二号)

(名称)

第一条 大政府議會に原子力平和利用促進委員會(以下委員會という。)を置く。

(目的)

第二条 委員會は、産業都大政の特異性に鑑み、原子力平和利用の促進を図るため諸般の調査研究を行  
い有効適切な、施策を推進し、もつて本府産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第三条 委員會は、各派より推薦された委員若干名をもつて組織する。

2 委員會に委員長一名、副委員長二名を置き、委員長及び副委員長は、委員會において委員の互選に  
より選任する。

(顧問)

第四条 委員會に顧問を置き、大政府議會正、副議長をもつて充てる。

(書記)

第五条 委員會に書記を置き、大政府議會事務局職員中から委員長が委嘱する。

(補則)

第六条 委員會の運営並に議事については、この規程に定めのない事項は、大政府議會委員會條例(昭  
和三十一年大政府條例第四十五号)及び大政府議會會議規則(昭和三十一年大政府議會規則第一号  
)の規定を準用する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十一年七月一日から適用する。



大政府会府政研究会規程

第一条 大政府会府政研究会（以下研究会という。）は、大政府会議員全員をもつて組織し、事務所を大政府東区大手前之町大政府会事務局内におく。

第二条 研究会は、府政の各般にわたり研究調査を遂行、府政の向上進展を図るを目的とする。

2 研究会は、府政諸般の問題について、知事に建議することができる。

第三条 研究会に、次の役員をおく。

- 会長 一名
  - 副会長 一名
  - 理事 若干名
  - 2 会長は、大政府会議長、副会長は、大政府会副議長、理事は、大政府会各派の幹事長並に研究会の分科委員長の職にある者をもつてこれに充てる。
- 第四条 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、会長、副会長を補佐して会務を処理する。
- 第五条 研究会に次の分科委員会（以下委員会という。）及び府政相談所をおく。
- 総務委員会
  - 民生衛生委員会
  - 商工労働委員会
  - 農林委員会

- 土木水道委員会
- 建築委員会
- 文教委員会
- 警察委員会

第六条 委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ大政府会各派任委員会の同一担当委員会の委員長、副委員長及び委員の職にある者をもつてこれに充てる。

2 府政相談所は、本部を大政府東区大手前之町大政府会事務局内におき、支部を各委員の居住地区内におく。

第七条 委員会の招集は、委員長が会長と協議の上行う。

2 会長、副会長は、委員会に出席して発言することができる。

第八条 研究会に書記をおき、大政府会事務局職員並にその他から会長が委嘱する。

2 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

第九条 研究会の経費は、府補助金及び寄附金をもつてこれに充てる。

第十条 研究会の会計事務は、毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日をもつて終る。



大政府会図書館運営委員会規程

- 第一条 大政府会に大政府会図書館運営委員会（以下委員会という。）を置く。
- 第二条 委員会は、図書館の運営につき議長の諮問に答え、かつその運営方針を決定するを目的とする。
- 第三条 委員会は、府会各会派の推薦により議長の選任する委員を以て組織する。
- 第四条 委員の互選により委員長を置く。
- 2 委員長の任期は一年とする。但し、必要に充てしめ伸縮することができる。
- 第五条 委員長に事故あるときは、委員会であらかじめ定められた委員が代理する。
- 第六条 委員会の運営につき必要な事項は、委員会に諮り、委員長が決する。

大政府議学会館運営委員会規程

- 第一条 大政府会に大政府議学会館運営委員会（以下委員会という。）を置く。
- 第二条 委員会は、議学会館の適切なる運営を図るを目的とする。
- 第三条 委員会は、府会各会派の推薦により議長の選任する委員をもつて組織する。
- 第四条 委員の定数は九名以内とする。
- 第五条 委員会の委員長は、議長これに当り、副委員長は副議長これに当る。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長これを代理する。
- 第六条 委員の任期は一年とする。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
- 第七条 この規程に定めるものの外必要な事項は、委員会が定めることができる。

附則

この規程は、昭和二十七年三月一日から施行する。



大政府会史編纂委員会規程

- 第一条 大政府会に大政府会史編纂委員会（以下委員会という。）を置く。
- 第二条 委員会は、大政府会史を編纂することを以つて目的とする。
- 第三条 府会史編纂事務の進行をはかるため府会史編纂室を設ける。
- 2 府会史編纂室は、府会図書室内に置く。
- 第四条 委員会に左の役職員を置く。

委員長	一名
副委員長	一名
委員	若干名
顧問	若干名
理事	若干名
幹事	若干名
書記	若干名

- 第五条 委員長及副委員長は、大政府会議長及不同副議長がこれに当る。
- 2 委員は、図書室運営委員をもつて充てる。
- 3 顧問は、府理事者及小学識経験者から委員長が委嘱する。
- 4 理事及小幹事、書記等は委員長が選任又は委嘱する。
- 第六条 委員会は必要に於て、その節度委員長がこれを招集する。
- 第七条 委員会の会議は、普通会議の方法に準じて開かれる。

- 2 委員長事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 第八条 この規程の外、事務の処理上必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 記

この規程は、昭和二十八年七月二十八日からこれを施行する。



大政府會議員さ章規程

(昭和二十五年五月十七日公示)  
改正 昭和三〇・四・二九

- 第一條 大政府會議員は在職中本條第二項のさ章をばい用するものとする。
- 第二條 さ章は別記形象のとおりとする。
- 第三條 さ章は議員一人につき一個を交付する。(昭和三十年四月二十九日公示 一部改正)
- 第三條 さ章を忘失し又は甚しくき損したときは直ちにその旨届け出て再交付を受けるものとする。但しこの場合は実費を徴するものとする。

附則

この規程は、昭和二十四年十月一日からこれを適用する。

別記 (昭和三十年四月二十九日公示、一部改正)

質 金屬製

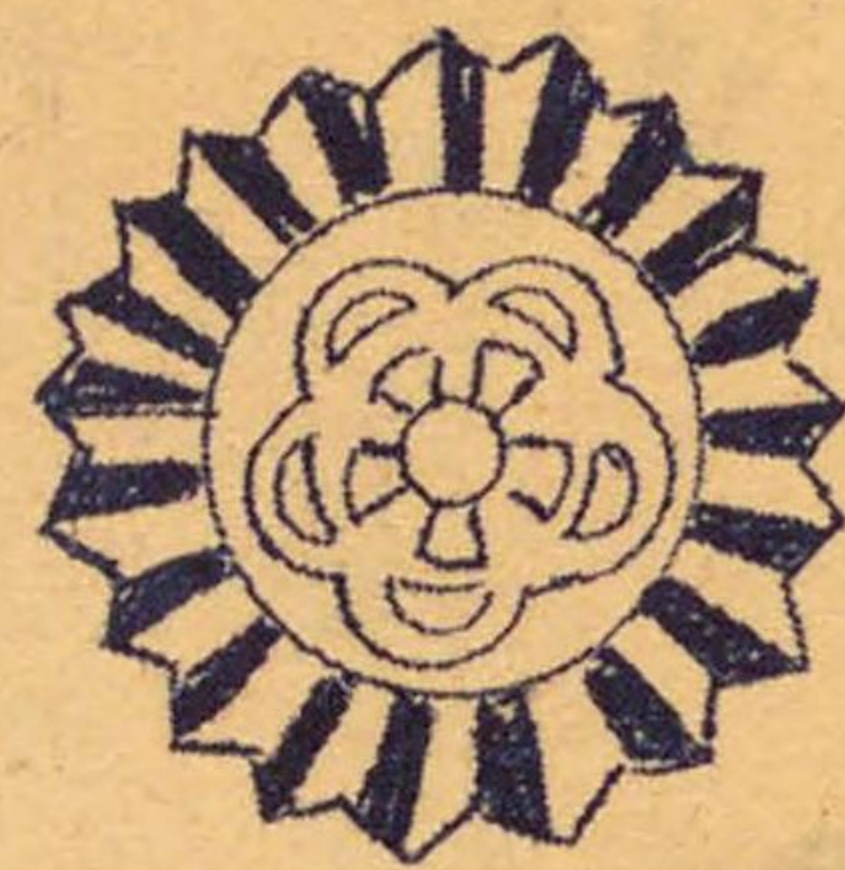
寸法

内径	一・三センチメートル
外径	一・九センチメートル
厚	〇・三センチメートル

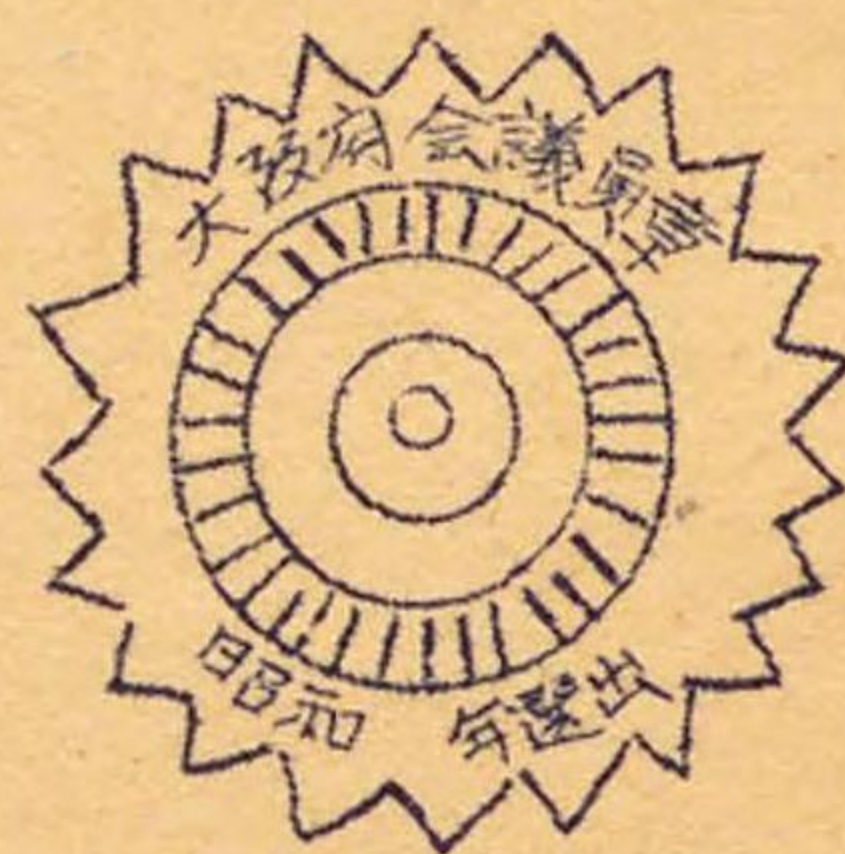
色

内部	銀色
外部	金色

表



裏



備考

選出年は一般選挙施行の年とし算用数字とすること。



元大政府会議員待遇規程

(昭和二十三年十二月八日)  
大政府告示第八百七十九号

第一条 大政府会議員として四年以上その職にあつた者は、元大政府会議員待遇者(元議員待遇者といふ。)として次の事項について終身現職の府会議員と同様の待遇とすることが出来る。

- 一、府営施設の利用
- 二、府公報の配付

三、府の公式、式典の参列

第二条 元議員待遇者に対しては、別記記章を贈呈する。

第三条 元議員待遇者が死亡したときは、知事は平辞及び供花料を贈呈する。

第四条 元議員待遇者が若しくはその体面を汚す所為があつたと認められるときは、この規程による待遇を停止する。

「別記」 (昭和三十一年十一月一日 改正)



(径 十八ミリメートル)

大政府会事務局規定

(昭和三十年六月三十日 公示)

(この規定の目的)

第一条 この規定は、地方自治法第百三十八条第一項の規定に基き、大政府会事務局(以下事務局といふ。)の組織その他に關し規定することを目的とする。

(課及不室の設置)

第二条 事務局に次の課及不室を設ける。

- 総務課
- 経理課
- 議事課
- 調査課
- 図書室

(事務分掌)

第三条 事務局の各課及不室に次の係を置き事務を分掌する。

総務課

秘書係

- 一、議長、副議長秘書に關すること。
- 二、儀式、交際及不接遇に關すること。
- 三、各会派に關すること。
- 四、自動車の使用に關すること。



庶務係

- 五、庁内各部、室、課並に議員間の連絡に関する事。
- 一、公文書收受、編纂及び保管に関する事。
- 二、公印の保管に関する事。
- 三、人事に関する事。
- 四、議員の身分に関する事。
- 五、職員の仕事に関する事。
- 六、福利厚生に関する事。
- 七、議長会及び事務協議会に関する事。
- 八、局内各課との事務の連絡調整に関する事。
- 九、議事録並に議員俱樂部に関する事。
- 一〇、他課の主管に属しない事。

経理課

経理係

- 一、予算、決算に関する事。
- 二、議員の報酬費用弁償その他給与に関する事。
- 三、職員給与に関する事。
- 四、府政研究会経費に関する事。
- 五、その他一般経理に関する事。

管理係

- 一、備品、消耗品等物品の出納保管に関する事。
- 二、議事堂その他各室の管理並に営繕に関する事。
- 三、その他用度に関する事。
- 四、経理課庶務に関する事。

議事課

議事係

- 一、府会本会議に関する事。
- 二、府会運営委員会その他諸般の会議に関する事。
- 三、会議録、速記録に関する事。
- 四、傍聴に関する事。
- 五、速記事務に関する事。
- 六、議事課庶務に関する事。

委員会係

- 一、常任委員会に関する事。
- 二、特別委員会に関する事。
- 三、委員長会議に関する事。
- 四、府政研究会分科委員会に関する事。
- 五、請願、陳情に関する事。
- 六、公聴会に関する事。
- 七、委員会に必要を調査統計等に関する事。



調査課

調査係

八、その他資料に関する事。  
九、委員会その他諸会合の通知連絡に関する事。

- 一、府政に関する調査資料及び各種情報蒐集に関する事。
- 二、議員の履歴誌、役員名簿、功績調査の整備に関する事。
- 三、府の事業、事務の調査に関する事。
- 四、府政相談に関する事。
- 五、その他各種調査に関する事。
- 六、調査課庶務に関する事。

広報係

- 一、議会の広報活動に関する事。
- 二、各種刊行物の編纂に関する事。
- 三、記録写真に関する事。

法規係

- 一、議案の調査及び立案に関する事。
- 二、条例、規則等の制定、改廃に関する事。
- 三、議員提案、府会先例の編纂に関する事。
- 四、その他法規の研究調査に関する事。

図書室

- 一、図書の目録、統計、分類に関する事。
- 二、図書の購入、貸出、整理に関する事。
- 三、府会史の編纂に関する事。

(事務局の職員)

第四條 事務局に事務局長の及次の職員を置く。

- 次長
- 課長
- 室長
- 課長代理
- 係長
- 主事

- 2 前項の外必要あるときは、その他の職員を置くことができる。
- 3 第一項の職員は、書託をもつてこれに充てる。
- 4 事務局の職員の定数は条例の定めるところによる。
- 5 事務局長は、一級又は二級の職員を、次長、課長、室長及び課長代理は、二級の職員を、係長及び主事は、二級又は三級の職員をもつて充てる。

- 6 事務局長は、府会議長の命を受け局務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 課長及び室長は上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属課員を指揮監督する。
- 9 課長代理は、課長を補佐し、課長に事故あるときは、その事務を代決する。



- 10 係長は、上司の指揮を受け分掌事務を掌理する。
- 11 主事及び第二項の職員は、上司の命を受け事務に従事する。
- 12 特定の事務を担当させるため係を設けない課及び必要ある課に主査を置くことができる。
- 13 第一項及び第二項の職員の任免、分限、懲戒、服務、その他身分取扱に關しては、府職員の例による。

(事務の専決)

第五條 事務局長、次長及び課長は、別に定めるところにより事務を専決することが出来る。

(事務処理その他)

第六條 事務局の事務処理、文書の取扱、公文例その他については、この規則に定めるもの及び別に定めるものを除き知事の事務部局の例による。

附則

- 1 この規定は、昭和三十年六月三十日から施行する。
- 2 大府会事務局規程(昭和二十六年五月制定)は、廃止する。

### 大府会事務局職員章程規程

(昭和二十三年十月四日公示)  
改正 二五・五

第一條 本府会事務局の職員章程は、別記形象の通りとする。

第二條 職員章程は、その服務中及び通勤の途次、常時これを胸につけなければならぬ。

第三條 職員章程は、職員一人につき各一個その在職中これを貸与する。但し、貸与を受けた職員章程を失し、又は甚だしく損じたときは、直ちにその旨を届け出て再交付を受けなければならぬ。

この場合はその実費を徴するものとする。

第四條 職員章程は、本事務局員に採用の都度これを交付し、退職、失職、死亡の際は直ちにこれを返還しなければならぬ。

附則

この規程は、昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

別記



質	寸法	色
金屬製	内径	
	外径	
	厚	
		銀色
	一・一センチメートル	
	一・七センチメートル	
	〇・一センチメートル	



大 政 府 会 図 書 室 規 則

- 第一条 大政府会は、大政府会図書室（以下図書室といふ。）を置く。
- 第二条 図書室は、官報、公報その他一般の図書、刊行物を収集保管し、議員の調査研究に資するを目的とする。
- 第三条 図書室の管理は、議長の命を受け、事務局長の統理下に図書室長がこれを行う。
- 第四条 図書室に、室長及び室員を置き事務局長職員をその下に充てる。
- 第五条 図書室の運営のため図書室運営委員会を置く。
- 2 委員会の委員の選任は、各会派の推薦により、議長がこれを指名する。
- 第六条 議会関係者は、図書室を利用することができる。
- 2 事務局長は、議員の調査研究に支障のない範囲において管内職員にこれを利用せしめることができる。
- 第七条 この規則の施行について必要を事項は、議長が別に定める。

大 政 府 会 図 書 室 管 理 規 程

第一章 総則

- 第一条 大政府会図書室（以下図書室といふ。）には、次に掲げる記録、刊行物等を収集、保管する。
    - 一、地方自治法第百条第十二項の規定により、送付を受けた官報その他、政府の刊行物
    - 二、地方自治法第百条第十三項の規定により、送付を受けた都道府県の公報その他刊行物
    - 三、大政府会会議録その他府会の刊行物
    - 四、大政府の刊行物
    - 五、その他、地方公共団体から送付を受けた刊行物
    - 六、寄贈、遺贈又は委託を受けた図書及び刊行物
  - 七、前各号の外、必要と認められた記録、図書、新聞、雑誌等の一般刊行物
  - 第二条 事務局長は、不用と認める図書、記録及び刊行物を他に移管し、他と交換し、又は廃棄処分をすることができる。但し、備品としての取扱を受けるものは、大政府会計規則による手続を経なければならぬ。
- 第二章 閲覧及び貸出
- 第三条 図書（本章では、刊行物を含む。）の閲覧、貸出、返還等の取扱事務は、事務局長の執務時間内とする。但し、事務の都合により、室長は時間を制限することができる。
  - 第四条 図書の貸出及び閲覧はすべて係員の指示に従わなければならない。
  - 第五条 次に掲げる図書は図書室以外に持出すことはできない。
    - 一 貴重図書



ニ 第一条第一号から第五号までの刊行物

三 辞書及年鑑類

四 委託図書

五 新聞

六 その他貸出に適しないもの

第六条 図書の貸出期間及び一回の貸出数量は、次の通りとする。

種類 期間 数量

単行本 二週間以内 一人二冊以内

各種刊行物 一週間以内 一人二冊以内

第七条 室長は、必要あるときは、前条の規定にかかわらず貸出について特別の措置を講ずることができる。

第八条 貸出図書は、他に転貸してはならない。

第九条 亡失その他の理由により返還をきないときは、その旨申出で同じ図書を弁償しなければならぬ。

2 同じ図書のないときは、室長の指定する代金を弁償しなければならぬ。

第十条 天災その他不可抗力の災厄による亡失図書は、手続の上、その弁償を免除することができる。

第三章 寄贈、遺贈及び委託

第十一条 図書室は、図書の寄贈、遺贈及び委託を受けることができる。

第十二条 前条の図書は、図書室設置の目的に及しない限り利用及び管理の方法につき寄贈者、遺贈者及び委託者の希望に副うることが出来る。

第十三条 不可抗力による災厄又は盗難により亡失した委託図書については、図書室はその責任を負わない。

第四章 整理及び管理

第十四条 図書は、日本十進分類法により分類して図書目録を複製し、資料は本図書室所定の方法により分類整理する。

第十五条 購入の図書及び寄贈又は、遺贈の図書は、受領の年月日順に登録番号を付し、これを図書原簿に登録しなければならぬ。

第十六条 第一条第一号から第五号までの刊行物は、資料受入後に受領年月日順に記載し、図書と区別して整理、保管しなければならない。

2 官報及び都道府県公報は、それぞれ編冊して、保管しなければならない。

3 官庁公報及び市町村公報等は別に取扱うことができる。

第十七条 第一条第七号の雑誌は、受入簿に受入年月日順に記載の上整理し、資料として保存する必要があるもの以外は、室長において処分することができる。

2 新聞は、毎月末日に処分することができる。

第十八条 委託図書の整理及び保管は、第十五条の規定を準用する。

第十九条 貴重図書には、貴重図書の標示を付けなければならない。

第二十条 室長は、図書の整理確認のため、定期に図書の閲覧及び貸出を停止することができる。



### 大及府会慶弔内規

(昭和二十六年十二月現在)

#### 一 慶の部

- 1 議員の結婚の場合 祝品五千円程度
  - 2 議員の同居家族(直系卑族)の結婚の場合 祝品参千円程度
  - 3 議員に出生のあつた場合 祝品参千円程度
- 祝品、記念品については、議長適宜之を選定する。

#### 二 弔の部

- 1 議員の死亡の場合 供花及弔慰金壹万円程度
  - 2 議員の父母、祖父母、妻子死亡の場合但し父母の外は同居を原則とする。 供花及弔慰金五千円程度
- 議長又は代理者は、議員を代表して会葬し弔辞を呈する。但し二項について、状況により弔辞を省略することができる。
- 供花の額については、議長之を決定する。

#### 三 その他の部

- 1 議員辞職の場合 贈呈の要否及弔金額の程度は運営委員会において決定する。
- 2 議員の病気の場合同 見舞品 千円程度 但し長期に亘る場合は適宜考慮する。

#### 3 災厄等の場合

運営委員会において決する。但し緊急の場合は、議長適宜取計らうことができる。

以上定むるものの外特別の事情ある場合は、運営委員会に諮つて決定する。経費は、各議員より醸出した基金を以つて之に充てる。醸出金は毎月二百円とする。



府會議員等の弔慰標準（知事室）

一 議員本人の場合

知事	供花	一対
副知事連名	供花	一対
正副出納長	供花	一対
各部長		

知事、副知事、正副出納長、各部長葬儀参列及弔問  
 但し、正副議長、正副常任委員長、並査委員等の場合は、更に考慮する。

二 正副議長、正副委員長、並査委員の父母、妻子死亡の場合

知事	供花	一対
副知事連名	供花	一対
正副出納長	供花	一対
各部長		

- (1) 知事、副知事、正出納長、各部長葬儀に参列及弔問
- (2) 父母の外は同居を原則とする。
- (3) 遠隔の地にありては、梅状に代える。
- (4) 十五才未満の子の死亡の場合は、供花又は香典の何れか一方のみ

三 議員の父母、祖父母、妻子死亡の場合

知事	供花	一対
----	----	----

副知事連名	供花	一対
主務部長	供花	一対

- (1) 知事、副知事、主務部長葬儀に参列する。
- (2) 十五才未満の子の死亡の場合は、知事の供花のみ
- 四 議員の妻の父母及不議員の兄弟姉妹（その家にある者）死亡に際しては、知事より供花又は香典
- 五 府学識経験者としての並査委員の場合は、前記標準の第一、第三に準ず
- 六 府選挙管理委員、府労働委員、府農業委員、府教育委員又はその父母、妻子及不子（十五才以上）死亡に際しては、知事より供花又は香典



大政府会事務局職員に対する慶弔内規

(昭和二十六年十二月現在)

一 慶の部

一 職員結婚の場合

祝 品 (議員一人当四十円)

二 職員退職の場合

記念 品 (議員一人当五十円)

但し、特別の場合は考慮する。

備考 慶の部は一年以上の勤務者に限る。

尚、結婚後六カ月以内に退職の場合は、退職記念品を贈らぬ。

二 弔の部

一 職員死亡の場合

弔 慰 金 (議員一人百円)

但し、特別の場合は、別に考慮する。

二 職員の父母妻子死亡の場合

局 長

弔 慰 金 (議員一人当六十円)

課 長

〃 〃 (〃 〃 五十円)

係長以下

〃 〃 (〃 〃 四十円)

三 職員の同居家族(祖父母兄弟姉妹)の死亡の場合を特に必要を認めたとときは、適当に考慮する。

三 見舞の部

一 職員が疾病並に罹災の場合

見舞の必要ありと認めたとときは、適当に考慮する。

附記 経費は、各議員より醸出した基金を以つて之に充てる。



大政府会議員等互助会設置規程

(昭和二十八年四月一日)  
最終改正 昭和三二、七、三〇

第一条 この会は、互助共済の精神に基き會員の互助制度を確立、実施することに依り會員の福利増進、医療及び保健指導とその健康の維持並に増進をはかることを目的とする。

第二条 この会は、大政府会議員等互助会へ以下この会という。トという。

第三条 この会の事務所は、大政府東区大手前之町大政府会事務局内に置く。

第四条 この会は、大政府会議員並に各委員会委員をもつて組織する。

第五条 この会の會員の資格の取得及び喪失は議員の資格の取得の日及び議員の退職の日をもつて認定する。

第六条 この会は、第一条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 医療補助金の給付
  - 二 死亡平慰金の給付
  - 三 災害見舞金の給付
  - 四 契約病院外診療見舞金の給付
- 第七条 前条の給付及びその額並に条件等に關しては別に定める。
- 第八条 給付の事由の発生した日から一年以内にこれを會員又は、契約病院長及び府内職員互助会診療所長より請求を行わなるときは、その権利は消滅する。
- 第九条 給付はその請求の事由が會員としてこの資格を有する期間内に生じたものに限り行う。
- 第十条 會員は、毎月會費として、會員月収額の千分の十を用収受領の際、本会に納付しなければなら

ない。

第十一条 給付を受けける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

第十二条 會費及び給付金の額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

第十三条 この会に左の役員を置く。

- 一 会長 一名
- 二 副会長 一名
- 三 監事 若干名

2 会長は府會議長、副会長は府会副議長、監事は府会各放より各一名をもつてこれに充てる。

第十四条 会長は、この会を代表し、會務を統理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

3 監事は、業務及び會計を監査する。

第十五条 この会に左の職員を置き会長が府会事務局職員中からこれを委嘱する。

- 一 幹事 若干名
- 一 書記 若干名

2 幹事は、会長の命を受けて會務を掌理、書記は上司の命を受けて事務に従事する。

第十六条 この会の収入は、會費と府補助金、寄附金、利子をもつてこれに充てる。

第十七条 大政府は、毎月會費月額総額の二倍以上を本会に補助金として補助する。

第十八条 監事は、毎年度少くとも二回以上業務及び出納の監査を行わなければならない。

第十九条 この会の會計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第二十条 決算は、出納閉鎖ニカ月以内にこれを完了しなければならぬ。



附則

この会の事業に關しては、昭和二十八年四月一日からこれを適用する。

附則 (昭和三十二年七月)

この改正は、昭和三十二年七月一日から施行する。

別表

第七条の給付及ぼその額並に条件等は、左のとおりとする。

- 第一 給付の請求は、それが必要書類を添えてその都度会員又は契約病院長及び庁内職員互助会診療所長より提出しなければならない。
- 第二 医療補助金の給付は、会員は医療費全額、会員の扶養家族は、医療費の二分の一を支給する。
- 第三 扶養家族とは、会員と生計を一にして会員の給与によつて生計しているものをいう。
- 第四 会員及び扶養家族が医療を受けんとする病院及び診療所は、契約病院と庁内職員互助会診療所に限る。
- 第五 死亡弔慰金の給付は、会員が死亡したとき金三〇、〇〇〇円を支給する。
- 第六 火災見舞金の給付は、会員が水火風震災等の不可抗力によつて財産上著しく損害を受けたときはその災害の程度に応じて金一、〇〇〇円以上金二〇、〇〇〇円以内の範囲内において支給する。但し、火災見舞金の給付を受けんとする会員は、所轄警察署長又は市区町村長の証明書を添えなければならない。

第七 前項の給付額の決定は、災害給付審査委員会によつて決定する。

第八 災害給付審査委員会は会長、副会長、並乎をもつて組織する。

第九 契約病院外診療見舞金の給付は、会員が本人の診療費金二、〇〇〇円以上(社会保険診療報酬点数の算定による計算額)支出したものに對しその三割以内を支給する。

但し、年間一人金五〇、〇〇〇円を限度とする。

第十 以上の給付は、議員及び委員の資格取得の日以後に入会した者については入会の日から三ヵ月間は支給しない。



府會議員等互助会との契約病院・診療所名 (昭和三十一年六月現在)

大政府職員互助会診療所	大政市東区大政府庁内
大政府立羽曳野病院	大政府南河内郡植生村生野
大政府立病院	大政市住吉区万代東四丁目二五
大政赤十字病院	大政市天王寺区筆ヶ崎町五〇
同分院	阿倍野橋分院 堺分院 法円坂分院
同診療所	古市町診療所 西中島診療所 池田市診療所
大政警察病院	大政市天王寺区小宮町八
同分院	茨木分院 畷田林分院
大政府済生会中津病院	大政市北区芝田町三八
大政厚生年金病院	大政市福島区上波島南三丁目七二
大手前病院	大政市東区京橋前之町

大政府会事務局職員即賞内規

第一条 信賞の実をおはて吏道のこう揚をはかるため、府會議長は、本府会事務局職員であつて次の各号の一に該当する者があるときは、この内規の定めるところによつて即賞する。

- 一 出勤状況が良好で特に推奨するに足るもの
- 二 事務の刷新、能率の向上について特に功勞のあつたもの
- 三 部下の指導統率に努め、特に著しき業績をおけたもの
- 四 職務の内外を問わず、外部より賞讃をうけ、そのため著しく職員の名譽をこう揚したものの
- 五 職務執行上特に機敏で周到な措置をとり、事故を防止し、又被害の減少に努め功績のあつたもの
- 六 その他即賞するのが特に、適當であると認められるもの

第二条 即賞は、賞状及び金品を授与し行う。

第三条 第一条各号のいずれかに該当する職員があるときは、所属長は別記様式によつて府會議長に内申するものとする。但し、所属長が内申する場合は総務課長を経由するものとする。

第四条 内申に対する審査は、事務局長、事務局次長及び総務課長が行う。



